

Title	「エード」 (Aides) に就いて : フランス旧制度下の間接税研究
Sub Title	
Author	下田, 博
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.4 (1943. 4) ,p.311(47)- 341(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19430401-0047
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19430401-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(Optimum point) に到達した後に於いては、他の事情にして等しとしたならば、其の限界費用は増加する傾向がある。而して、其の限界費用が価格と相等しきに至る時は、其の大きさに關して均衡の地位が到達せられる。然しながら、斯くの如きは生産方法若しくは組織の一定不變を條件とするものであつて、管理行為の委任若しくは其の他複雑なる經營及び指揮の組織は道箇最大限の到達を延期し、種々なる事情に依つて屢々大なる企業の結合が成功しつゝあることが認められる。大規模生産の經濟と競争的重複の不經濟とが依然として確實なるの時、同一市場に於ける競争的企業統合の經濟が明かに看出される。大規模生産の外部的經濟は又産業の地理的集中及び地方化を招來する。

國家目的達成の爲めに經濟に對する政治的統制が行はれ、生産力擴充、戦力增強が至上目標として絶叫せらるゝの時、收益の遞減的及び遞増的傾向並びに諸生産要素の比例性の問題は、再び政治經濟の見地よりするより、宏大な規模に於いて考察せられなければならない。而して、如何なる方面に於いて生産は強化促進せられ、又如何なる方面に於いてそれは阻止壓縮せらる可きかの問題は、新たな意義に於いて、生産的及び不生産的の問題を懸らしむるものとも稱するを得可きであらう。斯く觀じ來れば、生産的及び不生産的の區別は、必ずしも經濟學說史上の一遺産としてのみ唯り意義あるものではないであらう。

「エーデ」(Aides) に就いて

——フランス舊制度下の間接税研究——

下 田 博

目 次

- 一 緒言——本稿の課題
- 二 「エーデ」(Aides) の起原と變遷——封建制度と「エーデ」——路易七世と「エーデ」——フィリップ・オーギュストと「エーデ・ツ・ロスト」——聖路易と「エーデ」——十字軍と「エーデ」——フィリップ・ル・ベルと「エーデ」
- 三 一般商品に對する間接税としての「エーデ」——一三五五年のジャン二世の法令に現れたる「エーデ」の設定理由・課税對象・徵税方法・使途・課税期間——第十五世紀以後における「エーデ」の税質の變化——葡萄酒及び諸他の飲料消費税としての「エーデ」——第十六世紀における經濟的發展と王稅制の確立——金融機關の未發達——「エーデ」を擔保とする公債の發行と「エーデ」の増徴
- 四 宗教戰爭と財政逼迫——シユリリ公の財政整理——コンシニイの苛稅——リシユリウの財政的手腕——マザランとフーケー——コルベールの財政立直し——路易十四世治世の後半における財政窮乏と諸稅増

徴——「エード」の税質と税率の地方的相違とに關するボアギューベールの所見——「エード」の徴收と徴税請負人の介在——いはゆる徴税請負人即ちトレータン(Traite)乃至バルタイサン(Barthe)の意義——徴税請負金額の増加と徴税請負人の利益——「タイユ」の漸減と「エード」の漸増——徴税請負人と「特別財務」——「賣官」とその弊害——路易十四世治世の後年における大規模の爵位及び官職の創設並びに賣却——「人頭税」設立の効果とボアギューベールの批判——官職投資の増加と産業の不振

五 官職買収と徴税請負とに介入する徴税請負人——間接稅就中「エード」の徴税請負と庶民生活——徴税請負人の請求と酒商の對策——酒類の小賣廢業とその密賣買——酒類の密賣買に對する徴税請負人の對抗策——書記の設置と罰則の強化——居酒屋及び旅館業者の營業權の掌握と酒類賣込みの獨占——検査の勞を省くための遠方の旅館及び居酒屋の閉鎖——酒類の運搬と是に對する煩苛なる「エード」の賦課——その庶民生活に對する影響——フェヌロンの所見——舊稅制下における庶民生活の具體的内容——庶民の家計における租稅負擔の割合——都市と田舎との職人の場合——農村の日傭の場合——小自作農の場合——稅制改革論の擡頭——結言

中世末期、近世始期の最大現象は、社會的重心が土地の上より貨幣の上に移去れるにある。土地財産に依據し、身分と家柄とを誇れる封建的勢力の威令の前に、踟躕として生を營みきたれる庶民階級が、愈々體得するに至れることは、實に、「金錢に主人なし」(L'argent n'a pas de maître)と云ふフランスにおける諺の中に遺憾なく表現せられてゐる。新たなる勇氣と希望とに蘇れる彼等は、斯くて偏へに貨幣財産の集積に努めたのであり、而して斯かる流動資本の蓄積こそ近代資本主義成立の第一必要條件をなすものである。

ならば、フランスにおいて、斯かる資本の蓄積は如何にして行はれたか。それは凡そ次ぎの四種の形態の下に行はれたといつてよい。即ち(一)商工的形態、(二)金融的形態(銀行及び就中徴税請負制度)、(三)利子的形態(公債投資)及び(四)官職投資これである。而して、右のうち、金融的投資の中の徴税請負投資は、商工投資のうち所謂「王立マニファクチュール」(manufacture royale)の形式を以て行はれたる工業投資(註一)並びに後述する官職投資と共に、フランス特有の資本蓄積の形態である。だが、徴税請負制度は總ての租稅について行はれたるものではなく、多くの間接稅について行はれたものである。では、フランス舊制度下における間接稅の體系は如何なるものであつたか。

(註一) 拙稿 佛蘭西重商主義 社會經濟史學 第十卷第十一・十二號 昭和十六年三月號 第三一七頁參照。

今それを述べる前にフランスの當時の稅制を概観して置かう。既に別の機會に述べたごとく(註二)舊稅制の中において最も重要な租稅は「タイユ」(Taille)であつた。それは庶民の財貨と人格との上に課せられたる經常的直接稅であり(課稅の基礎を納稅者の土地財産の價格に置く場合をタイユ・ソネル(Taille réelle)と云ひ、ひとり土地財産の價格のみならず、あらゆる能力の査定に基いて課稅する場合をタイユ・ベルソネル(Taille personnelle)と云ふ)はゆるアンシャン・レジーム(Ancien régime)下のフランスにおける經常收入の一大源泉をなすものであつた。而して従來領主に屬せしその徴稅權を國王が彼等より剝奪したのは凡そ第十五世紀の中葉であり、爾來それは國王直屬の代官(Intendant)に移管せられたが、しかし國王の徴稅權の直接に及ぶ範圍は所謂「ペイ・デレクシオン」(Pays d'exaction)に限られ、爾餘の所謂「ペイ・デター」(Pays d'état)においては封建貴族の構成する地方三部會(États provinciaux)が依然として勢力を有して居つた。然も、ペイ・デレクシオンにおいても、國王は従來領主の有せし徴稅權を繼承せるものなるがゆゑに、嘗ての徴稅者たる貴族及び僧侶は免稅せられ、ひとり庶民のみがタイユ義務者

(Tailiable)であるとともに、彼等は身分的にもまた貴族及び僧侶と異なる卑賤なものと考へられてゐた。斯かる彼等に對して、嘗て領主が領民よりタイユと共に徴發せる領主夫役(Corvée seigneuriale)はなほ依然として存続してゐたし、そのうへ今やまた國王が道路建設乃至軍事輸送等のために徴發する王國夫役(Corvée royale)が二重に賦課せられたのである。然も、人民の身分を問ふことなく、ただ所得と財産とに應じて課税する「人頭税」(Capitation)及び「二十分一税」(Vingtième)等のこときものにおいてもまた、貴族及び僧侶等の特權階級は免稅乃至減稅の特典を與へられ、事實上の負擔は一に庶民に歸したのである。

(註二) 拙稿、路易十四世治下の財政状態 本誌 第三十二卷第七號 昭和十三年七月號 第四七頁以下参照。

かやうにして直接税の擔税者は殆ど總て庶民であつた。そのうへに彼等の取扱ふ商品に對して「エード」(Aides)を始め鹽稅(Gabelle)及び關稅(Traites)等の間接税が賦課せられたのであるが、これらの間接税はまた、その税法と稅率とにおいて煩雜苛酷をきはめたのみならず、既述のごとく、いはゆる「徵稅請負人」(Traitant; Partisan)によつて徵收せられたのである。稅制の煩苛なるうへに、かやうな金融資本家の利害の絡み合へる間接税の組織が如何に舊制度下の庶民生活を混亂と動搖、疲弊と衰退の中に突き落したか。われわれはそれを當時の識者の聲にまざまざと聽くことができる。然も彼等の批判的はたは舊稅制のみにあつたのではない。彼等が如何に合理的なる稅制を要望しても、その實際に運営せられる行政機構そのものが近代化せられざるかぎり、それは一片の理想に終らざるをえない。かくて、當時の稅制を觀察し批判せる彼等の所論は、いはば安定期におけるがごとき單なる財政技術論にとどまりえず、何等か當時の稅制の據つて立てる政治經濟的機構に對する批判にまで進まざるをえなかつた。いまそれらの點を「エード」を中心としその他二十の間接税について窺つてみやうとするのが本稿の課題である。

II

舊制度下のフランスにおいて「エード」が鹽稅及び關稅等と共に徵稅請負人の手を経て國庫に收納せられる間接税であることは既に述べた。しかしながら、それが徵稅請負せられたのは、後述のごとく、第十七世紀の初葉である。それ以前における「エード」は然らば抑々如何なるものであつたか。

「エード」の起源は遠く中世に遡る。當時それは國王及び是と並立せる大名と小名、彼等と騎士との間に行はれた土地封典を通して成立せる君臣主従の關係において、下級者が上級者に對し家臣として負へる一種の軍事的義務即ち軍役もしくは金錢的義務即ち御用金を意味してゐた。しかし、いづれにしても、それは慣習によつて定められたる一定の場合のみ賦課せられたのである。即ち、それが下級領主に對し御用金として賦課せられるのは國王乃至上級領主の(一)長子の元服、騎士の甲冑を著る(二)長女の婚姻の場合、(三)十字軍を發起する場合及び(四)戰爭の俘虜となれるときの身代金を支拂ふ場合にかぎられ、またそれが軍役として課せられる場合は「從軍」(Oste)乃至「騎行」(Chevauchée)と呼ばれ、多くの場合「カランテーヌ」(Quarantaine)即ち一年につき四十日間の軍役奉仕であり、その日時と場所との事情は慣習によつて定められてゐた。(註三)

(註三) Joseph Calmette, Le monde féodal, pp. 170-171

かやうに、「エード」はもと國王乃至上級領主が非常費乃至戰時費として下級領主に賦課せるものであり、従つてそれは經常的負擔でもなければ、また總ての人民に規則正しく賦課せられるものでもなかつた。而して路易七世の御宇、一一四六年、第二回十字軍を發起するに際して、王は「エード」を從軍せざる總ての人民に賦課せんとしたが、王が是を以て經常的負擔たらしめざるを公約したにもかゝらず、殆ど承順せられざるのみならず、貧民と教會と

に對する收奪なりと呼號するの聲を以て報いられたに過ぎなかつた。次いで恐らくフィリップ・オーギュスト (Philippe Auguste) 即ちフィリップ二世によつて軍役免除税として「エード・ツ・ロスト」(Aide de Lost) 乃至「タイ・ツ・ロスト」(Taille de Lost) が創設せられたが、それは主として軍役奉仕せざる僧侶の一部によつて辛うじて負擔せられたるものであつた。(註四)

(註四) Ch. Petit-Dutailis, La monarchie féodale en France et en Angleterre Xe-XIII^e siècle (Bibliothèque de synthèse historique. L'évolution de l'humanité. Dirigée par Henri Berr.) 1933, p. 158, 209 et pp. 278-279.

誠に、第十二世紀を通じて、「エード」の徴收は頗る微々たるものであり、然も殆ど一般に承順せられなかつたが、總て、第十三世紀に入るに及んで、多少の摩擦を惹起しながらも、聖俗の人民に對して頻繁に行はれるに至つたのである。聖路易 (Saint Louis) 即ち路易九世は第六回及び第七回十字軍のために二回、長女婚姻のために一回、長子元服のために一回及び一二五九年領地擴大のために同じく一回、それぞれ「エード」を徴收した。然も十字軍の場合には特に重課せられ、かくて一二四八年、ボウヴェ (Beauvais) から一千七百五十リイヴル (Ivres) コンビエーニエ (Compiègne) 及びサンリス (Senlis) から一千二百五十リイヴル、またソアソン (Soissons) から一千リイヴルを上納した。加之、教會も信教の防衛上、言ひ換へれば同々教徒もしくはアルビジヤ (Albigois) 異教徒に對する十字軍のために、もしくはまた聖路易の弟シャルル・ダンジウ (Charles d'Anjou) のシシリイ侵略のために、年收に賦課せられる「十分一税」(Décime) 乃至「二十分一税」(Vingtième) の形式にあつて「エード」を支拂つたのである。(註五)

(註五) Ch. Petit-Dutailis, Op. cit., p. 279. 當時教會の收入に課する「十分一税」は、王が羅馬法王の特許を得て、フランスの全僧侶(王領以外のものをも含む)から彼等の收入の十分の一を徴税したものであり、而してこの特許は一二二四年アルビジヤ征討のため路易八世に初めて與へられたものである。

然も、曩にフィリップ・オーギュストの御世に創設をみたる「エード・ツ・ロスト」はまた、フィリップ・ル・ベル (Philippe le Bel) 即ちフィリップ四世の御宇に至つて擴充せられた。尤も、一二九五年より一三〇〇年に互る對英戰爭に際して、祖國の防衛に助力する主旨のもとにフランス全國民から各人財産の一定歩合を徴税せんとしたるときには、未だなほ一般に承順せられず、またそれが軍役免除税たることも明確に指示せられなかつたが、總てフランスに當り、一三〇二年より一三〇四年を通じて、その軍役免除税たることが明示せられ、かくて軍役の免除に對して、富者がその所得と財産とに應じて納税し、また極貧者を除く總てのものが任意に百軒毎に一單位を成して集金せる總額を軍隊の給料支辨のために納税するに及んで同税の普及をみるに至つたのである。固より、これに對しても反對はあつたし、またそれが一三〇五年フランスとノ本意なる媾和を招來する一因でもあつた。而して戰塵のをさまれること、且また一三〇〇年猶太人の、同じく一三〇七年聖堂防衛騎士團 (Templiers; Templars) の財産沒收によつて、一時的ではあるが、重要な増收のえられたることのために、(註六) かかる普遍的課税の繼續は回避せられたのであり、爾後、一三〇八年第一王女の婚姻と、一三二三年第一王子の元服とのために、僅かに二回、「エード」の普遍的賦課が行はれたるにすぎず、かくて「エード」は年と共に普遍的課税たらんとするには至つたが、然も未だ決して經常的課税ではなかつたのである。(註七)

(註六) (一)猶太人の財産沒收は案外に僅少の利益を興へたに過ぎなかつたといはれてゐる。裁判所が彼等の富を過大視したこと、又その多くが詐欺にかかつて失はれたり若しくは隠匿せられたりしたことは恐らく事實であらう。それにも拘らず、可成り多大の金額が獲得せられ又彼等の財産の賣却から得られる所得が數年間繼續したことは明らかである。一三一

○年十一月十三日迄にトゥルーズ(Toulouse)における猶太人の財産から没収せる額は少くとも八萬七千一百九十三リイヴル・トゥルノワ(Livres tournois 當時の計算貨幣 (monnaie de compte; money of account))にして、南佛に普く用ひられ、路易九世の攝政太妃ブランシュ・ド・カスチーユ(Blanche de Castille)の治下にラングドック(Languedoc)が王領に併合せられたるとき、この計算方法は巴里のそれと相並んで續行せられた。而してリイヴル・ヌヴ・ド・ヌヴェ・パリシム(Livre sou & denier paris)とリイヴル・ヌヴ・ド・ヌヴェ・トウルノワ(Livre sou & denier tournois)とにおいて前者は常に後者より四分の一高く評價せられた。即ちリイヴル・パリシムは二十ヌヴ・パリシム及び二十五ヌヴ・トウルノワと等價であつた。故にリイヴル・パリシムは二・五リイヴル・トウルノワと等價であつた。Palgraves Dictionary of Political Economy, edited by Henry Higgs, Vol. II, 1923, pp. 617-619. 参照) 又同年迄にシャンパーニュ(Champagne)における猶太人の財産の没収人の徴集せる額は少くとも十萬四千四百三十三リイヴル・トウルノワであつたといはれてゐる。(二)一三二七年に聖堂防衛騎士團の財産が施療院に移譲せられたが、その間、一三〇七年より一三二七年に至る迄の聖堂防衛騎士團の財産所得は王に屬すべきことが認められた。又聖堂防衛騎士團の動産は、王が聖堂防衛騎士團にして王に對して負ふことを主張せる負債の償却のために、王によつて保持せられた。(Joseph R. Strayer and Charles H. Taylor, Studies in Early French Taxation (Harvard Historical Monographs XII), 1939, p. 10, n. 13 and 14. 参照)

(註七) Joseph R. Strayer and Charles H. Taylor, Op. cit., pp. 8-11, 77-78 and 80-81. 参照)

三

以上「エード」が王の非常費乃至軍事費として次第に普遍的に賦課せられんとするに至れることをみた。かかる趨勢は、特にフリッポル・ベルの御宇以來、第十四世紀を通じて、王權の伸張、王領の擴大と共に、王稅制が確立し擴充せられるにつれて顯著となるに至るとともに、今や「エード」は鹽稅及び關稅等と共に王の間接稅體系の重要

なる一部をなすに至つた。而して一般商品に對する間接稅としての「エード」が初めて課せられたのは一三五五年ジャン二世によつて召集せられたる三部會(Etats généraux)によつてである。

すま、一三五五年十二月二十八日のジャン二世の法令を通じて觀るに、まづ「エード」設定の動機は祖國防衛の必要にあつた。蓋し、當時所謂百年戰爭に當り、「敵國イギリスの欺瞞と奸計と侵入とによつて、わが王國は多大の苦難と損害とを蒙り、教會は侵害せられ、人民また掠盜と掠奪とを受けて甚だしく損傷せられたるがゆゑに、神の加護を得て、なほ日に日に自國軍及び聯合軍を以てわが王國を侵略し傷害せんと努むる敵國の惡意と計畫とを豫防するため」王に全三階級貴族・僧侶及びブルジョア中の「良民」(bonas gens)を召集して彼等の意見、助言、審議を求めたところ、會議は交戦の必要に一決すると同時に、その戰費として、鹽に對する鹽稅と共に、(註八)「王國內の總ての住民、商人及び居留民に對して、國內において販賣せられる總ての貨物につきリイヴルに對しハドゥエ」の「エード」を賦課すべきことを議決したのである。(註九)

(註八) この法令には鹽稅について記すところがない。この三部會議後五年にして發布せられた法令によれば "la quinte partie de l'achat" 即ち卸賣價格にて二十ソル(sols)の鹽が販賣せられる場合には、販賣者は二十五ソルの代價を請求し、その中の五ソルが稅として王に上納せらるべきことが規定せられてゐる。

(註九) Nouveau Code des Tailles, ou Recueil par ordre chronologique et complet des ordonnances, etc. Paris, 1761: 4e édit. 3vol., vol. 1, pp. 5-30.

次に、その課稅對象、徵稅方法及び使途等ばどうか。この「エード」は、鹽稅と同様に、階級的差別なく、また如何なる特權をも顧慮することなく、否「余自身(王)、余が伴侶たる妃、余が息子たるノルマンディ公(Duc de

Normandie)及び余が諸他の息子、並びに余が一族の息子等」に對する例外すら認めることもなく、萬人によつて支拂はれるべきである。その徴税は前記の三階級によつて選任せらるべき「善良にして廉直、資力あつて忠實且聊かの疑點なき、若干の人々」によつて行はるべく、更に三階級は一階級毎に三名宛九名以上を「監督、serenans)及び總監督、superintendens)に委嘱して、稅務一切の最高指揮に當らしむべきである。而してその上り高は鹽稅のそれとともに専ら戰費に使用せらるべきである。即ち、王を始め既存の財務機關たるシャンブル・デ・コント (Chambre des comptes. その主たる職務は地方裁判官 (ballivis; seneschaux) の會計検査、王領の徵稅及び直接稅の徵收、並びに稅務に關する法律上の諸問題を裁決するにある) 及び諸他のものが「よし如何なる方法によるにせよ、諸他の金品を取得し、徵收し、要求し、若しくは強請することも、また前記の戰爭乃至軍事以外のものに「エード」の用途を轉換乃至變更することも」許されるべきではなし。

尙前記の三階級は、翌年の三月一日を以てパリに相會し、鹽稅及び「エード」等の徵收價額と、その増徴の必要の有無とについて審議すべきであるが、それに関する二階級の合意を以て他を拘束し得ず、全三階級の賛同一決を必要とすべきであるとともに、その課稅は一箇年に限られるべきである。尙又三階級はサン・アンドレ (Saint-André) の日、即ち十一月三十日にパリに再會し、戰況と戰費とに就いて改めて審議すべきであり、而して若しも戰爭にして終らざれば、わが戰力、戰況、及び幾莫の前記「エード」を恃み又使用すべきであるかを考量し、正當と看做されるところに基き、適當の援助を準備すべきである。「しかしながら、若し戰爭が年内に終つたならば、是等の國用補助金は即座に廢止せらるべく、而してその殘額は「前記三階級の命に従ひ、その徵收せられたる地方の利益と必要とのために轉用乃至流用」せられるべきである。

「エード」に關するジャン二世の法令に規定せられたところは斯くのごときものであつた。固より、この法令のままに行はれたとは斷じがたいが、然もその期するところが、かやうに、「エード」の稅質を確定し、その設定の全く緊急の理由によることを明示し、その不當の免稅増徴・流用・繼續を防止し、且緊要の場合においてさへ、その課稅及び用途等を納稅者の代表者によつて決定せんとするにあつたことは明らかである。即ち、それは「エード」の賦課、使途及び改廢等をして全國民の正當視する理由に基ける合意によらしめんとしたものであり、従つておのづから王權の濫用を製肘し以て王の浪費、貨幣改鑄、強制借入、現品徵發、及び「執達吏」(sergent) の強請に俟つ如き苛斂誅求等を減廢せんとするものであつたのである。(註一〇)

註一〇) Esq. de Parieu, Traité des impôts (Paris, 1862-5; 5vol.), liv. V, sect. 11. Comte de Villedeuil, L'Histoire de l'impôt des boissons, Paris, 1854, 參照。

殊に、ブルジョアの代表にして、パリの商人會々長たるエティエンヌ・マルセル (Etienne Marcel) のごときは、敍トの三部會及び一三五七年のそれにおいて、王權に反抗し、新興市民階級の利益を擁護するとともに、議會政治の創設をも企圖せんとしたのである。

しかしながら、既述の如く、夙に第十四世紀に始まる王權の伸張は、更に第十五世紀を通じて愈々顯著となり、諸侯の領地を合併するとともにまた、領主の徵稅權をも剝奪して、彼等を次第に宮廷貴族たらしめた。而して貴族の權勢の縮小するに反して、王權と締盟し商業及び投機等によつて富裕となる市民の勢力は漸次に擡頭し、階級的障壁は漸く推除せられ、貴族市民間の婚姻を通して貴族層は市民化し市民層は貴族化するとともにまた、いはゆる農奴解放による自由農民の増加著しく、斯くて庶民の身分關係は改善せられたが、屢述の如く、貴族及び僧侶は

免税せられ、諸種の負擔は、一に庶民に課せられたのである。誠に、王權は庶民就中市民に幾多の保護を與へたが、同時に彼等から多くを取ることゝ忘るるものではなかつたのである。

斯くて、既述の如く、ジャン二世の御世には「ヘド」は軍事的必要に基いて設けられた一般商品に對する販賣税として未だ臨時に賦課せられたるに過ぎなかつたが、今や第十五世紀以來、それは特殊商品、就中、葡萄酒及び諸他の飲料に對する消費税となるに至ると同時に經常的に賦課せられるに至つたのである。

而して、第十五世紀の中葉、百年戦争の終はるところは即ちコルベール主義(Colbertisme)を前觸れする嚆矢としてに鏗然の響きを傳ふる路易十一世時代の始まる時であり、爾來宗教戦争の勃發を見る第十六世紀の央迄約一世紀間、比較的に平和を享受し、王權は愈々強化して統一と秩序とを確立し、シャルル八世の御宇、久しく獨立を保守して未だ獨り王領ならざるブルターニュ(Bretagne)をも遂に王領に合併し、茲に絶對王制の確立と、統一國家の興隆とは、國民經濟の成立發展を促進するとともに、絢爛たるルネッサンス(Renaissance)の開花は文化生活を多彩ならしめ、奢侈工業を勃興せしめ、更に新航路の發見は地中海に踞踏せる商業を大西洋に驅つて世界商業をらしめ商業資本の蓄積を決定的ならしむると同時に各種の生産を刺戟し、然も對英後進國の故に、愈々商業資本の工業支配と外國貿易とに對する王權の統制を強大ならしめ、斯くていはゆる「王權的」「工業的」特徴を有するフランス・マーカンチリズム政策の遂行とともに(註一一)同國經濟の飛躍的發展は漸く刮目すべきものがあつたのである。これを税制より觀ても、既述の如く、嘗て三部會の同意を必要としたる課税は今や全く王の命令によつて行はれることとなり、ここに絶對王制の確立と相俟つて王税制の完備をみるに至つたのである。

(註一一) 前掲拙稿 佛蘭西重商主義 参照。

ただ、しかしながら、フランスには當時のアンヴェルス(Anciens)に見るが如き重要な金融市場なく、また銀行業を専門に營む者がリヨンにゐたが多くはイタリイ人であり、更にパリ及びブルヴァンにも銀行業者はゐたが概して商人もしくは財務官が附隨的業務として營んでゐたにすぎない。フランスア一世治下の收税長官サンブランセー(Semblancey)が同時に銀行家としての役目を果してゐたるとき蓋しその代表的なるものである。

斯くて、當時王室の財政不足は、税制の中心たる直接税としての「クアイユ」並びに間接税としての鹽税、關税及び「ヘド」等の増徴もしくは新税の設定等の外に、都市に課する寄附金及びイタリイ銀行業者からの短期信用等によつて補填せられたのである。然るに、フランスア一世の治下、一五二二年、獨帝カアル五世に對する戦争の開始によつて意外に金融の逼迫をきたすや、大法官デュラ(Duprat)は、王のために、鹽税及び「ヘド」を擔保として、市廳債(Les rentes sur l'Hotel de Ville)を募債し、その契約を廣くパリ市中に求めたのである。これ最初の市債であり、初め一割次いで八分利附を以て二十五萬リイヴルの起債を行ひ、總て一五三七年に第二回の募債が行はれ、更に一五四四年リヨンにおいてグラン・パルティ(Grand Part)と呼ばれる公債が大規模に募集せられ、爾後、國庫の窮乏に伴ひ屢々國債及び市債の募集が行はれるに及んで、その擔保とせられる鹽税及び「ヘド」等の税額は勢ひ増大せしめられざるをえなかつた。斯くて「ヘド」の徵税額は年と共に急激に増加してきたのであるが、然もその恣意なる賦課と苛酷なる徵收との行はれるに至つたのは、凡そ一六〇四年それが徵税請負制度に委せられてからである。われわれは、ここに、いはゆる徵税請負制下の「ヘド」について、觀察をすゝめてゆかなければならない。

四

第十六世紀以降フランスが總ゆる方面において飛躍的發展を経験したことは既に述べた。然るに、同世紀後半、

即ち一五六二年より一五九八年まで、全王國を戦亂の巷に陥れたる宗教戦争は、經濟的發展を阻害し、國庫を窮乏の淵に陥れ、従つて收斂を甚しからしめ、人をして時勢に怨嗟の聲を放たしむるに至つたのである。而して中興の明君アンリイ四世の治下、賢相シュリー公(Duc de Sully)の努力により、紊亂し疲弊せる財政の整理と立直しが行はれ、また負擔の軽減と公正とが計られ、王の晩年には年々一百万リイヴルの貯蓄をなすに至つたが、王の遭難後、九歳の弱冠を以て即位せる路易十三世の攝政たる母后マリイ・ド・メディシイ(Marie de Medicis)の重用せるイタリヤ人コンシニイ(Coadjutor)は非政と苛税とを以て衆人怨府の的と化し、一六一七年王の親政時代に入つてより後七年にして臺閣に列したるリシュリウ(Richelieu)また財政的手腕に乏しく、減收を來たし、斯くて所要の資金を調達するため、高利の公債に頼り、賣官に訴へ、更に對外戦争による夥しき出費支辨のために、貨幣改鑄を行ひ、苛斂誅求に走らざるをえなかつた。然も、リシュリウ及び路易十三世が相前後して世を去り、年齒僅かに五歳にして即位せる路易十四世治世の前半、財政を擔當せるマザラン(Mazarin)及びブーケー(Fouquet)等も私腹を肥やすのみにして、財政は更に絶望状態に陥れるの觀があつた。而してマザランの歿後二十二歳を以て親政を行へる王の股肱として、その財政經濟政策の衝に當れるコルベール(Co Colbert)の盡力により窮乏せる財政は再び立直るかにみえた。然るに王の屢次に互る無謀なる出征によつて後年國庫は再び逼迫を告げ、斯くて直接税たるタイユ、人頭税及び夫役等の増徴が行はれるとともに、「ヘーダ」を初め諸他の間接税の税率も高められ且その徴收においてはゆる徴税請負人の跳梁を擡恣ならしむるに至つたのである。(註一一)

(註一二) 前掲拙稿「路易十四世治下の財政状態」前掲本誌 第三九頁以下参照。

誠に、路易十四世治世の後年における財政の窮乏に伴ふ收斂の強化は税制の全面に及んだ。然も、「ヘーダ」を初め諸他の間接税に至つては、地方的に税法と税率とを異にしたるうへに、その多くが徴税請負人によつて徴收せられたのであり、斯くてその課税の區々たることと、徴收の苛酷にわたれることとは、是等の課税對象たる重要産業を破壊し去り、全く衆人怨府の的と化したのである。

即ち、まづ、「ヘーダ」の税質と税率の地方的相違とに就いてボアギエ・ユベール(Pierre Le Pesant, sieur de Boisguillebert)は「*ユベール*」の「ヘーダ」とは小賣にて販賣せらるる葡萄酒及び特殊地域(Lieux clos)に入り来るそれについて徴收せられる租税である」が、その税率は、「常に同一であつたのでなく、ある地方においてはリキエール酒の小賣販賣價額の十六分の一、十二分の一乃至八分の一デュエニエ(Denier)の割合を以て徴收せられ、又他の地方においては、ノルマンディ(Normandie)におけるごとく、その四分の一デュエニエの割合であり、而してノルマンディにおいては普くこの税率を以て徴收せられてゐる。然もこれに對して、そのまた四分の一の、榷税(droit de jauge)の如き、若干の新税を加ふるならば、それは小賣價上額の殆ど三分の一に達する。加之その主たる販賣は都市及び特殊地域において行はれるがゆゑに、入市税(droits d'entrees)が王のために、また公務に免じて施療院(Hospitiaux)と都市とのために徴收せられ、斯くて一切敍上の販賣税と合算するならば、特に貨物の少量なる場合には、商品の價格を遙かに超ゆる税額となる。」(註一三)その七十餘年の生涯を擧げて、偏へにアンシャン・レジイムとコルベールチスムとに對する完膚なき批判と、その缺陷及び悪弊に對する痛烈なる駁撃とに費せるボアギエ・ユベールの所言は時に誇張せられてゐるかもしれないが、ルウアン區裁判所長として、庶民生活の實狀と地方行政の狀況とに精通せる彼の所見は當時の税制の實相を先づ如實に語つてゐるものとみてさしつかへないであらう。

(註一三) Pierre Le Pesant, sieur de Boisguillebert, Le Détail de la France, Seconde Partie, chapitre X. Eugène

Daire, Collection des Principaux Economistes, Tome 1, Economistes Financiers du dix-huitième siècle, Paris, 1851, p. 184.

これが謂はば當時における「エード」の定則である。それは苛酷ではある。併し忍びえざるものではない。然るにその徴収に徴税請負人の介入するとき全く耐へがたきものとなる。蓋し、いはゆる徴税請負人はトレータン(Tratant)もしくはパルティサン(Parusien)と呼ばれ、而して元來トレーテ(traité)及びパルティ(parti)なる語は政府と「エード」及び鹽稅等の徴税請負人との間に締結せられたる徴税請負契約を意味したが、第十七世紀の末葉に至る迄に、政府が間接稅乃至官職を創設するに際し、國庫に資金を前貸せるものに對して、徴税乃至賣官の權利を賦與する契約を指稱するに至つたのである。この契約は、少くとも理論的には、國庫への前貸資金に對する最高の値附人に對して締結せられた筈である。しかし、實際には、この契約の締結者は當時の貴族及び大臣中の有力者であると同時に、彼等はいづれも前貸資金に對して出来る限り低き値付けを行つた、言ひ換へれば、徴税の權利を能ふ限り安く買つて能ふ限り多額に徴税せんとした。當時斯かる徴税權の購入者がいはゆる徴税請負人であり、その國庫への前貸資金が個人の資力にとつて巨額すぎるときには黨(Paris)をつくつて分擔したのである。斯くて國庫に對する前貸によつて徴税權を獲得せる彼等が豫め國庫に納入せる金額以上に徴税することによつて利得せんがために誠に假借するところなき苛酷なる徴税を行ふに至れることは自明の道理である。

然も「エード」の徴税請負金額は年と共に増加し、その最初の徴税請負が一六〇四年に行はれたるとき五十一萬リイヴルにすぎざりしそれは總て一六一九年即ち十五年足らずして一百四十萬リイヴルに上り、更に一六六一年に五百二十一萬一千リイヴル、一六七〇年に一千九百萬リイヴル、一六八二年に二千二百萬リイヴルを算した。(註一四)

而してコルベールの時代、一千四百四十二萬リイヴルの徴税請負において徴税請負人の得た利益は一百三十二萬リイヴルであり、更に一六八九年より一七〇九年までの間における十億リイヴルに上る徴税請負において彼等は二億六千六百萬リイヴル即ち實に徴税請負金額の四分の一を利得したのである。(註一五)斯くて、當時「タイユ」が寧ろ漸減せしめられたるに對して「エード」は逆に漸増の一途を辿つたのである。ボアギエヌベールもいふごとく「蓋しこれ「タイユ」が關係者にとり巨富の源泉たらざるに反して、「エード」は彼上の如き驚くべき巨利を常に齎せるが故である。實に一六五一年以降「タイユ」における一千二百萬リイヴルの減少は、正に同年以後における「エード」の増加額に外ならない。」(註一六)

(註一四) Boisguillebert, Le Détail de la France, Seconde Partie, chapitre XI, Daire, Op. cit., p. 185; Charles Woolsey Cole, Colbert and a century of French mercantilism, Volume 1, 1939, p. 305.

(註一五) Henri Sée, Les Origines du Capitalisme moderne, 1937, p. 92.

(註一六) Boisguillebert, Le Détail de la France, Seconde Partie, chapitre XI, Daire, Op. cit., pp. 185-186. 「タイユ」の徴收高は、その創設以來第十七世紀の末迄、三十年毎に倍加し、一六五〇年に四千八百萬リイヴルを算したが、爾來減少して一七〇七年には三千六百萬リイヴルとなつた。この一千二百萬リイヴルの減少は、一見同税の負擔輕減を思はしむるが、一六五〇年以來、嘗て戰時特別稅たりし同税が經常的直接稅となり、同時に特權階級のこれを免かれんとする努力が行はれ初めて、ここに甚だしく負擔の公正を失するに至れるがゆゑに、彼上の同税の減少は、他方における「エード」の増徴を別としても、決して時人の負擔を輕からしめたものでなく、却つて同税の特權なきものの負擔を重からしむるに至つたのである。(前掲拙稿「路易十四世治下の財政状態」前掲本誌「第四八頁参照」)

なほ、徴税請負人は國庫への前貸によつて常に徴税の権利のみならず、更に政府の創設する諸般の事業に與る權利をも獲得した。而して彼等を介して特別所得をうるために採られたる手段が「はゆる」特別財務(Affaires extraordinaires)である。ボンシヤルトラン(Pontchartrain)の施政下に「特別收入」(Deniers extraordinaires)の源泉として「特別財務契約」(Traites des affaires extraordinaires)が締結せられたるが如きこれである。而してシャミイア(Chamillart)の財政監督時代に、斯かる「特別資金」(Fonds extraordinaires)調達の手段たる「特別財務契約」が單に「特別財務」と略稱せられるに至つたのである。この「特別財務」のうち重要なものは「賣官」であつた。かくてまた「賣官」と「特別財務」とは殆ど同義語と看做されたのである。

しかしながら、アンリイ四世の御代以來、官職は、法律上ではないが、事實上、相續によつて傳へ残される財産であつたのであり、その賣買は普通の事柄に屬するものであつた。ボアギューユ(Boaigué)を始め當時の識者自ら彼等を購入したし、又是を以て合法的投資の一つと考へてゐた觀がある。斯くて、彼等の論難攻撃せるは、既存の官職の賣買でなく、新官職の創設若しくは新官名による舊官職の再賣及び是等の措置に對する徴税請負人の介入等、政府と徴税請負人との結託による頻々たる賣官にあつた。蓋し、それは三つの悪弊を伴ふ。即ち、第一に、官職の創設は民衆から何等かの租税もしくは手数料を強請する權利を與ふるに至ること、第二に、官職自體に對する課税以外の諸税免除は官職保持者の一大特權なるがゆゑに、官職の創設と同時に新免稅者を創出し、既存の重稅に喘げる人々の負擔をそれだけ増加するに至ること、而して第三には、新官職の創設は勢ひ舊官職の減價を來たすに至ることである。

然るに、斯かる反對にも拘らず、路易十四世治世の後年に至るや、嘗て見ぬ大規模の爵位及び官職の創設並びに

賣却が行はれるに至つた。一六九六年、ボンシヤルトランは、爵位五百を創設し、是を一爵位につき六千リイヴルの割合を以て、三百萬リイヴルの高價にて賣却した。然も同年の豫算には、そのうへに、爵位僭竊者に對する課税二百萬リイヴル、ロレーン(Lorraine)における被授爵者に對する課税六千リイヴル、一般及び特殊紋章所有者に對する課税、並びに紋章の權利に對して個人より支拂はれる金額、七百萬リイヴルが計上せられた。即ち合せて一千二百萬六千リイヴルの收入となる。(註二七)かやうに、爵位を賣却したるうへに、その買手に課税する。この方法は官職の賣却においても同様であり、かくして多數の賣官者からも多額の金錢がまき上げられ、それらを以て爵位及び官職の購入者に對する諸種の特別待遇及び俸給等に振充てたのである。而して一六九九年彼等の優遇及び俸給等に支出せられたる金額は一千三百萬リイヴルを算した。(註一八)

(註一七) Forbonnais, Recherches et Considérations sur les Finances de France, 1758, Vol. II, pp. 87-92.
(註一八) Ibid., Vol. II, pp. 100-103.

然も、ボンシヤルトランの後任者等はまた彼を模倣し、否彼以上の窮策に出た。彼等は新官職の創設及び賣却を臆面もなく頻繁に行つた。實に、當時創設せられたる「王室検査官」(Conseillers royaux)のときは、ただ、臺の検査、建築用砂礫の検査及び計量、秣の束の量定を掌るに過ぎず。また、豚の舌の巡廻検査官、材木積込検査官、生バタの検査官、鹽バタの試験官及び三十種に上る河川巡察官の創設をも見るに至つた。更に、一六九一年より一七一五年までに、五百五十種の理髮師關係官職が創設せられ、然も何人と雖もその捺印附免許狀を所持するに非ざれば、理髮職を營み得ず、違犯すれば用具の沒收と五百リイヴルの罰金とに處せられたのである。(註一九)それどころか、パリにおいては、一人の葡萄酒商が實に八百九十二人の計量官及び検査官によつて惱ませられ、彼等によつ

て順次に脅かされたのである。ヴォルテール(Voltaire)の「是等の馬鹿げたことは今日でこそ笑資であれ、當時にあつては人々を泣かしめたるものである。」(註二〇)

(註一九) Levasseur, Histoire des classes ouvrières en France, 1859, Vol. II, pp. 293-294.

(註二〇) Voltaire, Siècle de Louis XIV, chap. XXX, Finances et réglemens.

斯かる「賣官」を中心とする「特別財務」の弊害に對して、路易十四世は「人頭税」(Capitation)の設立を企圖し、一六九五年一月十八日の布告において、その収入が能く敍上の「特別財務」を不用たらしめ得べきことを豫期していふ、「同稅徵收高が期待して然るべき金額に上らば、實に、緊急時局の故に依頼せる「特別財務」を將來廢除しうべきことを信するものである。」(註二一)と。然るに、それは空しき希望に終つた。否、寧ろ、それだけ民衆に一つの新たな負擔を加ふるに過ぎなかつた。蓋し、同年「人頭税」の徵收高は、前年の「特別財務」の収入が五千九十二萬四千五百七十八リイヴルなりしに對して、一千八百三十三萬三千五百二十一リイヴルなるに過ぎず、然も一六九七年に三百萬リイヴル足らずの増加をみたるにとどまり、而して同年におけるリスウィック(Riswick)の和議締結以來中止せられたるのち、一七〇一年に至つて再設せられたが、これがために「特別財務」は廢止せられるところか、輕減すらもせられず、一七〇四年「特別財務」の収入は實に六千九百五萬七千リイヴルに上るに至つたのである。(註二二)

(註二一) Correspondance des contrôleurs généraux des finances avec les intendants des provinces, publiée par ordre du ministre des finances d'après les documents conservés aux Archives nationales, par A. M. de Boislie, sous-chef au ministère des finances. Imprimerie nationale, Paris, 1874-1897, Vol. I, p. 566.

(註二二) Ibid., Vol. I, pp. 594-596; Vol. II, p. 605.

既述の如く、「人頭税」は、人民の身分を問はず、ただ所得と財産とに應じて課税すべき、いはば近代的租税であつた。しかし、その實際の運営に至つては甚だしく封建的身分關係を顧慮せるものであり、従つてその課税原則は著るしく歪められ、寧ろ單なる理想に終つたと云つて可い。即ち、全王國の人口を等級別し、而して等級もしくは職業を同じうするものに對して同一の課税をしたのである。故に是を嘲笑してポアギューユベールは「位階勳等が、人の身長もしくは毛色を表示せざるごとく、彼の資力を示すものでないことは、確實にして、また周知のことに屬する……貧富はまた必ずしも何等かの職業と關聯あるものに非ざること、恰も身長乃至毛色と關係なきが如くである。」(註二三)而して、同一等級乃至同一職業所屬者中、所得の少き者は多き者と同等に課税せられざるがゆゑに、勢ひ前者を標準として定められたる稅額に従つて後者は支拂へばよいこととなる。「人頭税」の設定は、實に「特別財務」の廢止を誘致しなかつたのみならず、更に負擔の不正を激化したにすぎなかつた。

(註二三) Boissieu, Factum de la France, chapitre XI, Daire, Op. cit., p. 338. かかる「人頭税」の不合理については、サン・ピエールもまた同様の批判をしてゐる。Abbé de Saint-Pierre, Oeuvres de politique, Paris et Amsterdam, 1729-1741, Vol. VIII, pp. 71-73. 參照

斯くて、「特別財務」就中「賣官」は依然として續行せられた。然も、官職の所持者は、是を他人に高價に轉賣して巨利をえた。誠に、官職は一種の資本であつたのである。然も、官職投資は、既に述べた徵稅請負投資とともに、頗る有利なるものであつた。然るに、是と逆に、諸官職の創設によつて、煩雜な監督と苛酷なる負擔とを蒙れる商工業の疲弊困憊は甚大であつた。一六九三年、精鍊工關係官職の創設せられるや、國庫に六十萬リイヴルが齎されはしたが、その監督と負擔との煩苛なるに耐へえず、遂に幾多の節制製造業者をしてリヨンを去り、外國に移住す

るに至らしめた。時人が産業投資を避けて、寧ろ官職投資を選んだのは當然であつたらう。かくて、一六一四年二億リイヴルなりし官職資本は、一六二六年に三億リイヴル而して一六六四年には四億二千萬リイヴルの巨額に達した。然も、國庫はまた賣官のためには、買官者の如何を問はなかつた。されば、陸海軍の主計官を監督すべき官吏を創設せんとしたるとき、彼等はこの企圖に對して陰謀を企て若しくは彼等の新監督官を籠絡せんとしたところか、一歩を進めて、彼等自らこの新官職を購ひ以て被監督官と監督官との職掌を兼務するに至つたのである、一七〇一年より一七一五年まで、斯かる賣官から得られたる額が實に五億四千萬リイヴル以上に上つたのである。

五

誠に、官職投資と徵稅請負投資とは、フランス特有の投資形態として注目し得る。然も、その雙方に介入して巨利を貪れるは徵稅請負人であり、而して遂に身分登記税にまで着目したる彼等は、登記の職掌を僧侶の手から奪ふに至つた。これに對して、彼等による徵稅を避けんがために、人々は出生を隠し、婚姻を秘し、而して葬儀なしに埋葬する等、あらゆる秘術をつくすに至つたのである。而して斯かる徵稅請負人の誅求と庶民の逃匿とはまた間接稅就中「エード」の徵稅請負についても見得るところであり、そこにまた舊制度下の民衆生活がよく窺はれうるのである。同稅の徵稅請負に對して然らば時人は如何に對處したであらうか。彼等は「或は酒類の小賣商業を全然廢止するか、或はその販賣量について徵稅請負人を誤魔化すか、この二つのうち何れか一つを爲さざるを得なかつた。幾分か雙方とも行はれた、即ち、この種の消費は以前の四分の一に減じ、既に國家にとり莫大なる損失となつたし、又是が販賣を廢止せざらんとするためには、詭策を用ひなければならなかつた、即ち秘密の穴藏を造り、その中に虚偽の品名の下に酒類を隠し置き、而して其處から凡そ日中に引出す可き分を夜中に引出して販賣用の大樽に

詰込む方法によることであるが、かくもせざれば居酒屋の亭主は、縱令無償にて働くとも、その商品について多大の損失をすべきである。」(註二四)

(註二四) Boissuliebert, Le Détail de la France, Seconde Partie, chapitre XII, Daire, Op. cit., p. 186.

この密賣買に對して徵稅請負人は如何に對抗したか。「かかる無法を尋常の手段を以て防止するは「エード」の徵稅請負人にとつても不可能なりしがゆゑに、この密賣を證據によつて檢證せんとするにあたり、彼等は、その書記(commis)の調書を以て、それが如何なるものであるにしても、その全陳述において信ぜらるべきであることを規定せる、勅令及び布告を得たのである。然も、書記の採用に際して生計及び素行の調査は毫も行はれず、そのうへ彼等はその調書の結果に基いて宣告せられる沒收及び罰金の三分の一を私利得として得るがゆゑに、彼等は全く訴訟者兼裁判官であり、かくてその地方のあらゆる旅館業者の財産を左右するのである。」「そればかりではない。「彼等は國家の總ての部分にとつて等しく有害なるも、自己の利益たるべき他の方法を用ふる、即ち、彼等がその調書ひとつによつて、旅館業者の全財産を左右しうることから、彼等の意に副ふ者、言ひ換へれば、彼等の言ひ値で、しかも彼等からのみ酒類を購入する者だけに、その販賣を許すこととあり、而して今や書記は皆是、嘗て法令の禁するところたりし、かかる營業をば行つてゐるのである。加之、彼等は是等の酒類に法外なる高價を附し、その價格の三倍に賣却するがゆゑに、旅館業者もこれに準じて賣らざるをえない、これ各人が自由に賣買しうるならばありえざることであるが、彼等はそれを敍上のごとき手段によつて妨げせんと大なる苦心をするのである。」「

(註二五)

(註二五) Ibid. Ibid., pp. 186-187.

「ヘーデ」(Aides) に就て

斯くて、酒類の密賣買に對抗したるうへに、その販賣を獨占せんとしたる徵稅請負人が、さらに探索乃至検査の手数を省かんと苦慮したる擧句にとれる手段は、遂に、遠方の旅館及び居酒屋の閉鎖であつた。蓋し、「一日三四回穴藏を搜索し、酒樽の減少具合を調査することによつて、密賣なきやを確めるために、あらゆる遠隔の地方にまで書記をおくことは、徵稅請負の全利益を消夫すべきこととて、容易に出来ざるがゆゑに、彼等は僻地に開業せる旅館若しくは居酒屋を悉く閉鎖せしむるを慣例としたのである、かくして田舎における酒類の消費が非常に制限せられたるため、大道を歩くに非ざれば、七八里(Heads)の道を行つても渴を癒す場所を見出すことができない。しかし、これがためにあらゆる居酒屋が市邑に存することによつて、書記は酒類の全小口消費を支配しうることとなる、蓋しその消費を従前の六分の一に減少するに非ざれば、彼等は私利を貪りえないが、今や旅館業者のみならず、酒類を消費する個人についても、しかく減少せしめられてゐると云ひうるのである。」(註二六)

(註二六) Ibid. Ibid., p. 187.

最後に「エード」は酒類の運搬に對しても課せられたが、敍上の如く、その密賣買を防止したるうへに、その販賣を獨占せんとしたる徵稅請負人及びその書記は、従つてその運搬に對してもまた嚴重監視するとともに煩雜苛酷なる徵稅を行つたのである。蓋し、葡萄酒は通常荷馬車によつて收獲地にとりにゆかなければならないが、途中特殊地域に入る前には申告を行ひ且つ若干の税金を支拂ふべきことを規定せる法令があり、而して他の場所においては最初の役所にて得たる通行許可證をたゞ示しさへすればよい。而して税金を徵收するのは殆ど常に同じ徵稅請負人であり、然もその書記の利益は彼等以外の何人も酒類の商業を行はざることと、人をして居酒屋に行かざるを得ざらしむるために、自ら酒類を買入れる人を出来るだけ少からしむることにあるがゆゑに、人ひとたび行かんか、歸

る希望も失はれるほどに煩苛なる取扱ひを受けるのである。蓋し、先づ、出發するまへに、最寄りの役所に行つて申告をなし、運搬する酒類の分量の證明を得なければならぬ。而して若しも役所から遠く離れて居るならば、運送人の到着時間に都合よく處理せられるが如きこと嘗てなきため、書記氏(M. le commis)の都合を待ちつゝ一日を空費する。斯くて運送人は絶食するか若しくは居酒屋に食事に行かなければならぬ。次ぎに、出立後、最初の特殊地域の入口にて止まり、同様に申告をなして、その適否と、酒樽が申告せる容量なるや否やとに就いて検査を受けなければならぬ。書記氏は屢々不在であり、若しくは居つても、なかなか検査しないが、萬事完了するまで宿を貸す程の奇傑なる旅館業者はゐないから、その間人馬諸共風雨に曝されざるをえない。萬一検査官が、屢々ありうるごとく、承認しなければ、矢張り商品及び馬匹の没收が行はれる。然らざれば書記氏に鼻薬を與へて買請けねばならぬが、その金額たるや運搬によつて得られる利潤の三倍をも超過する。尙又途中馬匹の蹄鐵が外れ、少し遅れて申告所に到着し得た場合と雖も、日没後は申告を受理しないと斷られるのである。」(註二七)

(註二七) Ibid. Ibid., pp. 187-188.

「斯くて、この行程を通過するためには、かかる無法の存せざる場合に要すべき、日數の倍を費さなければならぬ。而して飲料の法外な價格のために、旅館は恐ろしく高價であるが、旅館業者のいふところによれば、葡萄酒に如何なる價格を附しても、然もなほ重稅のために損失し、従つて諸他の物品を普通の價格の四倍に賣つて損失を免かれねばならぬ。されば、敍上のごときあらゆる不便がなくとも、ただ一日の宿泊料が全利潤を奪ひ去ることとなる。然も、運搬せられる葡萄酒が保全せられやうとも、若しくは、頻繁に起る如く、腐敗しやうとも、前納(advance)にて支拂はねばならぬ諸稅があるがゆゑに、そのことがまたこの種の商業を極度に緩漫ならしめ、又斯くの如くに

現金をば必要とするがために、商品對商品の交換によつて行はれうる商業をも破壊する。加之、諸税は渣滓に對する聊かの控除もなく酒樽の全量に就いて徴收せられ、然も頗る高く、その所有者の手に残り得る分を遙かに超過するから、幾分なりともそれを救はんがために、酒類は悉皆引出され、かくて最早やその渣滓によつて滋補せられざるがゆゑに、就中ノルマンディの林檎酒のごときは、酸くなりやすく、従つてそのために、貧民のごとく、それを飲用せざるをえざる人々をして罹病せしめるのみならず、なほまたこの種の消費を極度に減少せしむるのである。」

(註二八)

(註二八) Ibid. Ibid., p. 188.

誠に、フランスの舊税制下における庶民の生活は、徴税請負人の眼から見れば、ただ收奪の對象にすぎなかつた。されば、一七一〇年、恰も路易十四世治世の末年に際して、フェネロン(Fénelon)のいふごとく、「人々は最早やただ奇蹟によつて生きてゐるのみである。それは今なほ情性によつて動いてゐるが不意の振動によつて一たまりもなく毀れ果つべき傷んだる古機械である。思ふに、わが最大の弊害は何人も現状の根本をみざるにある。いや見んと欲せざる一種の決心すらしてゐることにある。何人も獲得すべきもののあるや否やを知ることなしに、ただ瞑目して常に手を差し延べるに至つてゐる。明日の必要に應ずるものは今日の奇蹟のみである。而して適當なる決心をするために、諸弊の二五一什を見究めんと欲するときには、既に遲きに失するであらう。人民は最早や人間としての生活をしてゐない。而して過度の苦しみで放置せられるがぎり、最早や彼等の忍耐を期待することはできない。彼等は最早や望むべき何物もないごとくに、最早や恐るべき何物もない。人々は最早や到る處において詐取する以外には用を爲さない。それは放浪民の生活にして、支配者の生活ではない。蓋し國民の全的破産の觀

がある。然も斯かる暴舉乃至詐取が行はれて居るにも拘らず、人々は屢々極めて必要なる何等かの労働すら抛棄せざるをえない、蓋し緊急の必要に迫られてそれを行はんとするがためには二百ピストール(Discotes)の前納をしなければならぬからである。國民は全く貧窮に陥つてゐる。」(註二九)

(註二九) Oeuvres de Fénelon. Édit. Didot, 1835, 3e vol., pp. 419-424.

然らば、諸種の負擔との關係から觀たる庶民生活の具體的内容は如何なるものであつたであらうか。租税負擔に關する統計資料の完備せざる舊制度下のものであるから、その精確なる算定の如きは固より困難である。ただ當時の記述から推定する以外には途はない。ところで、第十七世紀末葉、パリ、リヨン及びブルヴァン等の如き、大都市の職人——羅紗製造職人、羅紗剪毛職人、毛織職人、帽子製造職人及び金物製造職人等——の一日の収入は凡そ十五スウ乃至三十スウなるに對して、普通の都市もしくは田舎のそれは凡そ十二スウであつた。いま後者の家計における租税負擔の割合をヴァン(Vaudan)の所言から窺つて見やう。

彼は機織職人の例を採る。この機織職人は天候が労働に適せる時には普通一日に六オース(ames)の布を織り、その手間に對し一オースに就き二スウ支拂はれるから、日收十二スウとなる。しかしながら、一年を通じて、日曜日五十二日間、祭日三十八日間、五寒日五十日間、註文主に織布を届けに行くために若しくは職業上乃至生活上の必需品を求めに大市(Marchés)乃至市(Marchés)に行くために費される二十日間、及び織布の經絲を描へるために若しくは病氣乃至支障のために費される二十五日間はいづれも労働せざるがゆゑに、眞の労働日は凡そ二百八十日であり、従つて年收は凡そ二百八リイヴルとなる。而してそのうち、セリイヴル十スウの直接税と、家族四人として是に對する八リイヴル十六スウの鹽税とを納めねばならぬがゆゑに、租税負擔は十六リイヴル六スウとなり、従つて年純

収入は九十一リイヴル十四スウである。だが、手に職を持つて居るとはいへ、時に大した稼ぎをしうるでもなく、然も家賃を拂ひ、家族を養はねばならぬ機織職人にとつて、これは相當に重い租税負擔であり、従つて決して安樂なる生活とはいひえないであらう。靴製造職人、帽子製造職人及び金銀細工職人等の場合も略ぼ同様である。(註三〇)

(註三〇) *Marché de Vauban, Dime royale, Daire, Op. cit., pp. 84-85.*

次に、農村の日傭(Manceuvriers)の場合はどうか。その多くは土地だけで生活しえない貧農であり、各所に雑役を求めて行くが、主として收穫期もしくは葡萄刈入期に日傭せられることが多くもあるし、また相當に高い日傭もえられる。そこで、この日傭の年労働日を凡そ二百八十日とし、日傭を平均九スウとすれば、年収入は八十一リイヴルとなる。それをいま大約九十リイヴルとして、その中から六リイヴルの直接税と前記機織職人の場合と等しく家族四人として是に對する八リイヴル十六スウの鹽税とを支拂はねばならぬ。従つて、この租税負擔十四リイヴル十六スウを年収入九十リイヴルから差引けば、この日傭の年純収入は七十五リイヴル四スウとなる。然るに、その家族四人を養ふためには、パリ柵にて、少くとも十スウエ(ssou)の麥を必要とする。この麥のうち、半分が小麥、半分が裸麥、而して平年における小麥一スウエの價格が七リイヴル、裸麥が五リイヴル、従つて兩者を合せた麥一スウエの價格は六リイヴルなるがゆゑに、消費せられる麥の價格は合計六十リイヴルである。従つて、この日傭の當中には僅かに十五リイヴル四スウの所得が残るに過ぎぬ。然も、是を以て、家賃を拂ひ、家屋を繕ひ、家財を買ひ、而して一年間の家族のあらゆる必要に備へねばならぬのである。されば、彼の努力もしくは何等か特殊の商業によつて、失業期間を補ふか、また妻女が絲を紡ぎ、布を縫ひ、靴下を編み、所によつてはレースを作り、僅かの庭も耕し、家禽を飼養し、時には豚、牝牛、牝山羊をも飼育する等して經費を助けるかしなければ生計はなか

なか立ちゆかぬ。然もなほそのうへに、若干の土地を耕さなければ、生活は困難であり、家族を悲慘な状態に陥れざるをえない。(註三一)

(註三一) *Rit. Tria, pp. 85-89.*

然らば、農民の場合はどうか。地方議會の議事録から、特權も權勢もない、小自作農の場合を窺つて見るに、先づ彼は基本税たる「タイユ」を課せられ、更に「タイユ」に比例して「タイユ」附加税、人頭税(Capitation)及び道路夫役代納金(impôt des routes)を課せられるが、この場合「タイユ」を二とすると、「タイユ」と「タイユ」に比例して課せられる以上三種の租税との合計は大約二・五三であり、従つて「タイユ」を含む四種の租税の金額は、基本税たる「タイユ」の凡そ二・五三倍である。而して「タイユ」は、地方により又人によつて税率に相違があるが、平均して年収入の大體十六分の一である。即ち、年収入一百フランに就いて觀れば、「タイユ」は凡そ十六フラン・六十六サンチムであり、従つて「タイユ」を含む四種の税額はその二・五三倍たる四十二フラン・十五サンチムである。しかし、これに二十分一税及びその附加税十一フロンを加へねばならぬから、年収入一百フランに對する直接税は五十三フラン・十五サンチムとなる。しかも、この外になほ、年収入の約七分の一、即ち年収入一百フランに就き凡そ十四フラン・二十八サンチムの教會十分一税と、略ぼ同額の封建的諸貢租とを納めねばならぬから、直接税、教會十分一税及び封建的諸貢租の總計は、年収入一百フランに對して八十一フラン・七十一サンチムとなり、かくて彼の手中に残る所得は僅かに十八フラン・二十九サンチムにすぎない。(註三二)この僅かな所得残額を以て如何にして生活しえたであらうか。この疑問を解く鍵は、蓋し、彼が農業の傍ら、家内工業を営み、殆ど生活資料の大半を自給

〔註三〕 H. Taine, Les origines de la France contemporaine, L'Ancien régime, Paris, 1882, pp. 542-543.

しかし、それと同時に、斯く自足經濟を營めるものが、納税用の貨幣を得るために難澁したことを、従つて金納税に非常な重壓を感じたことは、蓋し商品經濟化する地方の人々の比ではなかつたであらう。しかも、舊制度下のフランスは、パリ地方を除けば、殆ど封建的自足經濟のもとにあつた。かくて、是等の地方の人々が、税金の工面に腐心し、従つて貨幣を重視したことは、これまた、都市の住民の比ではなかつたらう。しかも、所得の大半を租税として奪ひ去られるに至つては、貨幣に對する欲求は愈々大なるものであつたらうし、またそれが高利貸附資本の好餌ともなつた所以であつたらう。蓋し、彼等の勞苦を保護すべき貴族の多くが不在地主となつてパリに住み、かくて領主對領民間の密接なる關係の遮断せられたる舊制度下においては、繼るに由なき彼等は高利貸附資本の奴隷とならざるをえない。かくして、高利貸附により、また徵稅請負によつて、一般庶民より收奪せられたる貨幣は首都に累積せられると同時に、又再び徵稅請負資金となり、また高利貸附資本となつて地方農村にむけられてゆく。この苛税と高利とのために崩壊してゆく庶民層を前にして、ここに當時の税制を批判するものが何れも斯かる桎梏からの解放を叫び、かくて、それが、いはゆる貨幣財産に對する攻撃となり、自然への復歸に對する熱望となれることは頗る必然の勢ひといはねばならぬが、さてそのためには如何になすべきであらうか。フェヌロンの如き、またサン・シモン伯(Duc de Saint-Simon)の如きが、國王の徵稅權の直接に及ぶところであるにもかかはらず、王國の利益よりも寧ろ官僚の私益のために徵稅の行はるる「ベイ・デレクシオン」を排撃し、代ふるに封建貴族の構成する地方三部會の權限の及ぶ「ベイ・データ」を全國的に擴充することによつて租稅制度を封建時代の昔に返し、同時に地方の實狀に通曉せる地方議會を通して課稅の公正を計らんとしたるは正にその一つの意圖である。それとともに、

稅務行政に介在する貴族及び徵稅請負人等を排除して、國王と生産の直接の擔ひ手たる勤勞國民とを直接に結合し、租稅增收の途を生産力の伸張に求めんとするもまた正に他の一つの企圖である。しかし、それには、民衆の生活に對し、また生産の増強に對して、大なる桎梏となれを舊稅制、従つてその據つてたつ舊制度から解放せられなければならない。しかも、そのために、舊稅制下に萎微沈滞しゆく王國の生産力と庶民生活の實相を語つて、時人を啓蒙し、以て舊稅制と舊制度との改革に點火せんとしたるもの、實に斯かる稅制改革論者こそ、ボアギューユベールであり、またヴォーバンであつた。

附記 本稿は早稻田大學において開催せられた社會經濟史學會第十一回大會における私の研究報告の要領である。恩師高橋誠一郎教授並びに大阪商科大学教授堀經夫博士監修のもとに本邦所在第十六・七世紀西洋古版經濟書の調査研究に効果なき筆を運びつつある私と同甘共苦の勞をとられ漸く完成の喜びを共にせんとして今回俄かに應召せられた大阪商科大学助教授岡本博之氏が同大學所在ゾンバルト文庫及び福田文庫所藏の貴重な參考文獻を私のためにわざわざ寄せられたる友情に對してここに衷心深謝の意を表したい。なほ本稿の餘りに長文になるをおそれ「鹽稅」及び「關稅」に関する部分を次ぎの機會に譲つたことを併せて附記し以て讀者の諒承を乞ふ次第である。

— 昭和十八年四月十八日 —